

【中間前金払に係る事務手続きフロー図】

受
注
者

発
注
者
（
担
当
課
）

①

中間前払金認定申請書（様式第1号）に工事履行報告書（様式第2号）を提出

②

審査のうえ中間前払金認定通知書（様式第3号）を発行

③

中間前払金認定通知書（様式第3号）を添えて保証契約申込み

保証
事
業
会
社

④

保証証書の発行

⑤

保証証書を添えて工事中間前払金請求書（様式第4号）を提出

⑥

中間前払金の支払

★ 中間前金払の対象となる工事は、次の全ての要件を満たすものです。

- (1) 1件の請負代金額の額が500万円以上であること。
- (2) 既に前払金を支出していること。
- (3) 工期の2分の1を経過していること。
- (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。